

受注者各位

アスベストの事前調査に係る調査者の資格等について（お知らせ）

建物の解体等工事を行う際には、関係法令（※1）に基づきアスベストの事前調査を行う必要があります。

建築部においては、その調査をより適正かつ厳格に行うことを目的として、受注者に対し、下記のとおり調査者の条件付けを行っておりますので、お知らせします。

なお、大気汚染防止法改正に伴い、令和5年10月1日以降に着手する解体等工事については有資格者による事前調査が義務付けられておりますので、注意してください。

記

- 1 アスベストの事前調査を行う者に求める資格等（以下のいずれか）
 - ① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）
 - ② 労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者（※2）のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
 - ③ （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- 2 対象工事
建築部が発注する工事のうち関係法令（※1）でアスベストの事前調査が義務付けられているもの。

※1：関係法令

- ・大気汚染防止法 第18条の15
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例 第40条の3
- ・石綿障害予防規則 第3条

※2：平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者を含む